

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施結果

I 社会福祉法人

1 結果概要

法人指導監査は、社会福祉法人の運営等に特に大きな問題が見られない場合には、平成19年度から国の社会福祉法人指導監査要綱の改正に伴い2年に1回、その後、平成29年度 of 社会福祉法の改正等に伴い3年に1回に実施することとなった。

令和6年度については、指導監査対象の159法人に対して、実地により56法人について実施し、実施率は、35%となった。

2 文書指摘数

法人指導監査の結果についてみると、実施した56法人に対し、延べ12件の文書指摘を行った。

3 文書指摘内容（※ 詳細は別表1）

具体的な文書指摘内容について見てみると、定款変更の手続きが不適切や評議員会の招集・運営が不適正など法人運営に関する指摘や、職員の任免等の人事管理及び基本財産の管理運用が不適切など資産管理に関する指摘が見られた。

◎ 法人指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分	対 象 数	実 施 数	文書指摘 法人数	文書指摘 延べ件数
老人福祉施設	45	16	3	3
障害者（児）福祉施設	29	9	1	1
児童福祉施設	56	16	1	1
社会福祉協議会等	24	13	5	5
その他	5	2	1	2
計	159	56	11	12

※対象法人数：R6.4.1現在（休眠法人は含まない。）

※「その他」は、福祉団体等法人

(別表1)

社会福祉法人に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	老人	障害者（児）	児童	市町村社協	その他	備 考
I 法人運営	9	3	0	1	4	1	
法人運営	-	-	-	-	-	-	
1 定款の状況	2	-	-	-	1	1	・定款変更の手続きが不適切 ・定款の備置き・公表が未実施
2 内部管理体制	-	-	-	-	-	-	
3 評議員・評議員会の状況	3	-	-	1	2	-	・評議員会の招集が不適正 ・評議員の議事録の作成，保存が不適正
4 理事の状況	-	-	-	-	-	-	
5 監事の状況	1	1	-	-	-	-	・理事会への出席義務の不履行
6 理事会の状況	2	1	-	-	1	-	・理事会の決議が不適正 ・理事長等が職務執行状況の報告を未実施
7 会計監査人の状況	-	-	-	-	-	-	
8 評議員，理事，監事及び会計監査人の報酬	1	1	-	-	-	-	・理事，監事及び評議員に対する報酬等の支給基準の定め，評議員会の承認が不適切
II 事業(実施状況)	0	0	0	0	0	0	
1 事業一般	-	-	-	-	-	-	
2 社会福祉事業	-	-	-	-	-	-	
3 公益事業	-	-	-	-	-	-	
4 収益事業	-	-	-	-	-	-	
III 管 理	3	0	1	0	1	1	
1 人事管理	1	-	1	-	-	-	・職員の任免等人事管理が不適正
2 資産管理	1	-	-	-	-	1	・基本財産の管理運用が不適切
3 会計管理	-	-	-	-	-	-	
4 その他	1	-	-	-	1	-	・理事長が契約について職員に委任する範囲が不明確
計	12	3	1	1	5	2	

II 社会福祉施設等

1 結果概要

令和6年度における指導監査の対象施設数は、令和5年度の1,189施設から11施設減の1,178施設となった。

また、実地及び施設外での監査を実施した。

指導監査を実施した施設数は、令和5年度に比べ14施設減の801施設であった。全体の監査実施率は68%で前年度と比較して1ポイント減となった。

2 文書指摘数

指導監査を実施した801施設のうち、11%に当たる92施設に対し、延べ149件の文書指摘を行っており、前年度に比べ施設数で21施設、指摘件数で100件、それぞれ減となっていた。

3 文書指摘内容（※ 詳細は別表2, 3, 4）

指摘施設当たりの文書指摘件数は1.6件で、前年度と比べ0.6件減となった。

具体的な指摘内容について見ると、業務継続計画策定等の防災対策の充実や長期資金収支計画及び損益計算書等の事業収支計画に関する指摘や、居室等の設備及び運営基準への適合状況に関する指摘が見られた。

◎ 社会福祉施設等指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分		対 象 数	実 施 数	文書指摘施設数	文書指摘延べ件数
老人福祉施設	特養・養護・軽費老人ホーム	211	69	15	17
	有料老人ホーム	256	79	15	46
障害者（児）福祉施設		108	66	7	11
児童福祉施設	次欄を除く施設	444	443	33	42
	認可外・へき地保育施設	159	144	22	33
計		1,178	801	92	149

※対象施設数：R6.4.1現在（休止中の施設は含まない。）

※へき地保育所：原則2年に1回実施

※有料老人ホーム：原則住宅型及びサ高住3年に1回、介護付4年に1回実施

(別表2)

社会福祉施設等に対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	計	老 人 福 祉 施 設	障 害 者 （ 児 ） 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	備 考
適切な入所者(利用者) 処遇の確保	25	8	5	12	
・ 入所者(利用者)処遇 の充実	20	8	5	7	・ 入浴等の確保, 医学的管理等への対応状況 ・ 支援計画や家族との連携状況 ・ 保存食の保管状況及び原材料の保存状況 ・ 子どもの権利の尊重, 意見をくみ取る仕組みの 状況 ・ 事故防止の指針の整備, 事故発生防止及び発生 時の対応措置状況 等
・ 入所者(利用者)の 生活環境等の確保	5	-	-	5	・ 居室等の設備及び運営基準への適合状況
・ 自立, 自活等への支 援援助	-	-	-	-	
・ その他	-	-	-	-	
社会福祉施設運営の適 正実施の確保	45	9	6	30	
・ 施設の運営管理体制 の確立	22	2	1	19	・ 管理規定, 経理規定の整備状況 ・ 施設設備の整備, 維持管理の状況 ・ 運営費の適正運用及び弾力運用の状況 等
・ 必要な職員の確保と 職員処遇の充実	11	-	3	8	・ 給与規程等の各種規程の整備状況 ・ 労働基準法等関係法規の遵守状況 ・ 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の 状況 等
・ 防災対策の充実強化	11	7	1	3	・ 業務継続計画の策定状況 ・ 消火訓練及び避難訓練の実施状況 等
・ 秘密保持	-	-	-	-	
・ 事故発生時の対応	1	-	1	-	・ 感染等防止対策
・ 資産管理の状況	-	-	-	-	
・ 会計管理の状況	-	-	-	-	
・ その他	-	-	-	-	
計	70	17	11	42	

※ 本表には, 有料老人ホーム(46件), 認可外保育施設及びへき地保育所(33件)の指摘件数は 含まない。

(別表3)

有料老人ホームに対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	指摘 件数	備 考
1 届出等	3	・事業変更届
2 設置者	-	
3 立地条件等	-	
4 規模及び設備構造	-	
5 職員の配置等	3	・職員の衛生管理 等
6 事業の運営	24	・業務継続計画の策定 ・緊急時の対応 ・高齢者虐待の防止 等
7 サービス	-	
8 事業収支計画	10	・長期資金収支計画及び損益計画 等
9 利用料等	-	
10 契約内容等	6	・事故発生の防止の対応 ・事故発生時の対応 等
11 情報開示	-	
12 その他	-	
計	46	

※ 本表は、有料老人ホーム(住宅型,介護付), 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についての指摘件数

(別表4)

認可外保育施設及びへき地保育所に対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	計	認 可 外 保 育 施 設	へ き 地 保 育 所	備 考
1 保育に従事する者の数 及び資格	1	1	-	・保育従事者の配置（配置基準，複数配置等）
2 保育室等の構造設備 及び面積	-	-	-	
3 非常災害に対する措置	3	3	-	・非常災害に対する具体的計画の策定・避難消 火等の訓練の毎月1月以上の実施
4 保育室を2階以上に 設ける場合の条件	-	-	-	
5 保育の内容	3	3	-	・保育の内容 ・保護者との連絡 等
6 給食	-	-	-	
7 健康管理・安全確保	20	20	-	・職員の健康診断 ・乳幼児突然死症候群に対する注意 ・安全確保
8 利用者への情報提供	4	4	-	・施設及びサービスに関する内容の掲示 ・サービス利用者に対する契約内容の書面等 による交付
9 備える帳簿	2	2	-	・職員に関する帳簿等の整備 ・在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備
計	33	33	0	